

低炭素建築物の認定制度について

●認定制度について

社会経済活動に伴い都市部において二酸化炭素の発生が著しいことから、都市の低炭素化の促進を図ることを目的として「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年9月5日公布、同年12月4日施行。以下「法」という。）が成立し、「低炭素建築物」を認定する制度が創設されました。

認定を受けた建築物は、低炭素化に資する設備について容積率制限の緩和措置の対象となり、また、認定を受けた住宅においては、住宅借入金に対する所得税等軽減措置（※）が拡大されます。

認定を受けようとする場合には、市街化区域等において、低炭素建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替え、空気調和設備等の設置、改修（以下「低炭素建築物の新築等」という。）をしようとするときに、省エネ化・低炭素化の促進のための誘導すべき基準等の認定基準に適合する低炭素建築物新築等計画を作成した上で、所管行政庁に認定申請する必要があります。

（※平成25年度中までに新築の認定住宅を購入、入居した場合）

●認定制度の概要

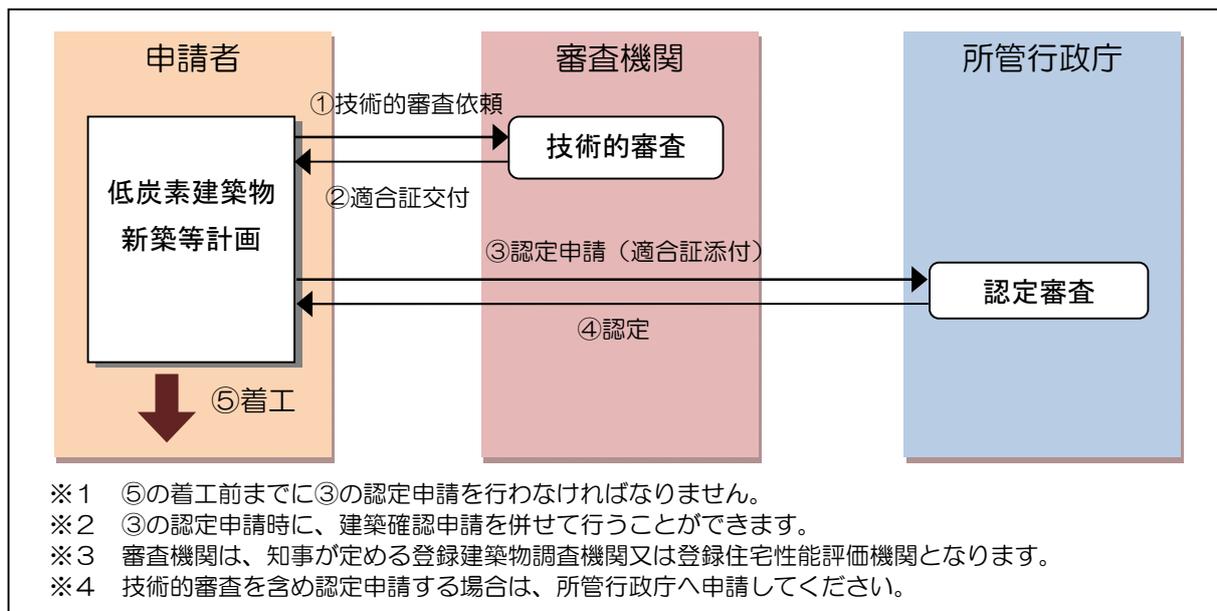
対象建築物	市街化区域等（都市計画法に定める市街化区域又は用途地域が定められている地域）において、低炭素建築物の新築等するものであること
認定基準	省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量が一定基準以下であること。また、断熱性能について省エネ法に基づく省エネ基準に適合していること。
	その他低炭素化に資する措置が講じられていること
	法第3条第1項の規定に基づく都市の低炭素化の促進に関する基本方針に照らし適切なものであること
	低炭素建築物の新築等を確実に遂行するために資金計画が適切なものであること

●認定手続きの流れ

認定申請に先立ち、事前に審査機関の技術的審査を受けることができます。所管行政庁に認定申請する際に、知事が定める登録建築物調査機関等が交付する適合証を添付することにより、技術的審査を省略することができます。

また、低炭素建築物新築等計画の技術的審査又は認定申請に併せて建築確認の申請ができます（確認申請手数料は別途必要となります）。

なお、認定申請した建築物で、省エネ法の規定による届け出をしなければならないものは、届け出したものとみなされます。



●申請先（お問い合わせ先）

低炭素建築物新築等計画に関しては、以下の区域の区分に応じて該当する所管行政庁へ申請又はお問い合わせください。

○申請先又はお問い合わせ先

区域の区分	所管行政庁	住所及び電話番号
鳥取市	鳥取市都市整備部 建築指導課	鳥取市尚徳町116 0857-20-3281
米子市	米子市建設部建築指導課	米子市加茂町1丁目1 0859-23-5237
倉吉市	倉吉市建設部 景観まちづくり課	倉吉市葵町722 0858-22-8175
境港市 (4号建築物※1のみ)	境港市建設部都市整備課	境港市上道町3000 0859-47-1062
東部地区（鳥取市を除く）	東部総合事務所建築住宅課	鳥取市立川町6丁目176 0857-20-3648
中部地区（倉吉市を除く）	中部総合事務所建築住宅課	倉吉市東巖城町2 0858-23-3235
西部地区（米子市及び境港市 の4号建築物※1を除く）	西部総合事務所建築住宅課	米子市糺町1丁目160 0859-31-9752

※1 建築基準法第6条1項第4号に規定するもの

○県住宅政策課ホームページで案内しています。
「鳥取県 低炭素建築物」で検索してください。

○担当課

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課 建築指導担当

電話 0857-26-7391 E-mail:juutakuseisaku@pref.tottori.jp